

京都府後期高齢者医療広域連合長職務代理規則

平成19年4月1日

規則第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副広域連合長 桂川 孝裕
- 第2順位 副広域連合長 安田 守
- 第3順位 副広域連合長 吉田 良比呂
- 第4順位 副広域連合長 田中 靖之
- 第5順位 副広域連合長 古川 博規

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月11日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月8日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月20日規則第3号）

この規則は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成20年8月4日規則第5号）

この規則は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月7日規則第3号）

この規則は、平成21年9月7日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 18 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 18 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 11 日規則第 4 号）

この規則は、平成 23 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 19 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 22 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 10 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 23 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 2 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 22 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 2 月 12 日から適用する。

附 則（平成29年4月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月19日規則第3号）

この規則は、平成29年4月22日から施行する。

附 則（平成29年8月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年8月25日から適用する。

附 則（平成30年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月8日規則第4号）

この規則は、令和元年11月9日から施行する。

附 則（令和2年2月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 2 7 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 2 4 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 2 9 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 2 8 日規則第 5 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 3 0 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 2 5 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 1 月 9 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 8 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 3 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 8 月 8 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 7 日から適用する。

附 則（令和 8 年 6 月 2 2 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 6 月 2 0 日から適用する。